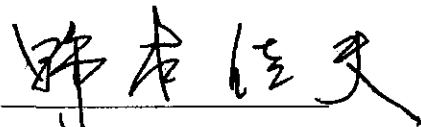


議 事 録

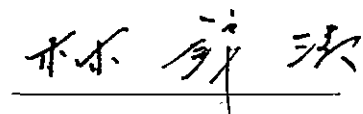
1. 財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、1975年7月9日に締結した「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」の二に関連し、双方航空企業の定期航空業務の運営に係る諸問題につき、1993年2月18日及び19日の両日東京において協議を行った。
2. 両協会は、以下の点につき暫定的に意見の一致を見た。今後両協会は、これらの点につき、鋭意必要な諸調整を行い、早期に最終合意に達すべく最大限努力するものとした。
 - (1) 双方は、2社目航空企業を参入させることにつき必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。交流協会が亜東関係協会に対して通知する当該航空企業は、エアニッポン（ANK）とし、亜東関係協会が交流協会に対して通知する当該航空企業は、長栄航空（EVA）とする。
 - (2) 上記（1）により通知される双方2社目航空企業が運営する商業航空路線は、「福岡—台北」とする。この場合、輸送力は双方週間6.0単位とし、運航便数は双方週間4便までとする。
 - (3) 上記（1）によりエアニッポン（ANK）及び長栄航空（EVA）が相互に通知された時に同時に、上記1.の取決めに基づき既に日台路線に就航している日本アジア航空（JAA）及び中華航空（CAL）が商業航空路線「名古屋—台北」において新たに定期航空業務の運営を開始することができるよう、双方は必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力するものとする。この場合、輸送力は双方週間7.5単位とし、運航便数は双方週間5便までとする。
 - (4) 上記に伴い、これまで航空企業間で締結されていた業務取決めに関連し、必要な輸送力については、今後両協会間で協議の上関係当局の許可を求めるべき内容を取り決めるものとする。
3. 亜東関係協会は、上記2.（2）及び（3）に関する輸送力の増強につき希望を表明した。これに対し交流協会は、これらの問題については、現時点では対応が困難である旨述べた。

1993年2月19日 東京において

財団法人 交流協会


野本佳夫

亜東関係協会


林錦清